

鳥インフルエンザ侵入防止対策の再徹底をお願いします！

今シーズン、高病原性鳥インフルエンザの国内発生はありませんが、近隣諸国での発生は続いています。徐々に国内発生し、その後続発した豚コレラも海外からの侵入が疑われています。引き続き、本病への警戒を怠ることのないよう、飼養衛生管理基準の徹底、鶏舎の再点検、異常家きんの早期発見・通報をお願いします。

鶏舎の再点検をお願いします!!

- ◇小型の野生動物が鶏舎の外部から侵入できる経路がないか、鶏舎の内部及び外部から改めて点検する。
 - ・防鳥ネットの破損、鶏舎の壁の破損、鶏舎屋根と壁の隙間がないか！
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ◇鶏舎に入る前は、衣服や靴の交換や十分な消毒しているか。
- ◇鶏舎が池などの野鳥生息地の近くにある場合は念入りに点検！！



壁や金網の破損修繕



集卵・除糞ベルトの開口部の隙間対策



家きん舎周囲の整理・整頓(樹木の剪定等)

下記の**特定症状**を確認した場合は直ちに家畜保健衛生所(0267-62-4123)へ連絡を！(夜間・休日も対応しています)

<特定症状>

- ◎同一鶏舎における1日の死亡率が**過去3週間の平均の2倍以上**になった場合(明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合を除く)
- ◎鶏冠・肉垂等のチアノーゼ(青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる
- ◎**5羽以上**の家きんがまとまって死亡している 又は まとまってうずくまっている

★飼養衛生管理状況等の定期報告(本年分)はお済みですか??

期限内にご報告していただいた方、ありがとうございました。

まだの方は至急の報告提出をお願いします!!

～通知文書、報告様式が見当たらない等、ご不明の点をご連絡ください。(担当:防疫課)